

古文書における助数詞 (二)

三保忠夫

(注)
前稿に続き、ここでは「正倉院御物出納文書」についての調査報告を行うこととする。

調査対象文書

「正倉院御物出納文書」は、『大日本古文書巻之二十五(補遺二)』(昭和十五年六月二十五日発行、東京帝国大学文学部史料編纂所発行)の「附録」として翻刻されており、本稿はこれに依拠する(底本)。

但し、右「出納文書」の冒頭に位置する「二双倉北雑物出入継文」には次の三通が省略されている。

- (イ) 天平勝宝四年四月八日雑物注文
- (ロ) 天平宝字八年七月二十五日施薬院解
- (ハ) 宝龜十年十二月六日親王禪師治葛請文

既刊の巻に収められたためのものであるが(それぞれ、巻三の五七〇頁、巻十六へ追加十Vの五〇四・五〇五頁、巻二十三へ追加十七Vの六二五頁に掲出されている)、これらは、今、右「出入継文」に引き戻し、調査対象に入れることとする。

「正倉院御物出納文書」に収められている文書の内訳は次のとおりである。

○資料番号につき、底本では漢数字が用いられているが、便宜上、ここでは①②③……とする。

○文書名、頁は、『大日本古文書』のそれである。

資料番号	文書名	年代	頁
①	双倉北雑物出入継文	天宝勝宝四年(七五二)から 齊衡三年(八五六)	1 〜 8
②	雑財物出入注文(?)	—	8 ・ 9
③	仏具奉請注文	延暦元年(七八二)	9
④	造東大寺司王羲之書法返納 注文案	延暦三年(七八四)	9 ・ 10
⑤	東大寺使解	延暦六年(七八七)	11 〜 33

②6	②5	②4	②3	②2	②1	②0	①9	①8	①7	①6	①5	①4	①3	①2	①1	①0	①9	①8	①7	①6
雑財物注文	綱封蔵取出聖教注文案	雑財物注文案	仏具出用注文案	雑物施入并出用文書案継文	綱封蔵銀銅等斤納注文案	綱封蔵見在納物勘検注文	東大寺三綱樂具出倉注進	小宮封付札	仏具出入注文	雑財物出入帳	東大寺使解	東大寺三綱牒	薫陸并雜香出用注文	御物納目散帳	東大寺使解	双倉雑物出入帳	西行南第二倉公文下帳	正倉雑財物出入注文	東大寺使解	百濟王山口忌寸連署牒案
弘長元年(二二六一)	文治元年(二一八五)	治承二年(二一七八)	永曆元年(二一六〇)	ら仁安二年(二一六七)	久安六年(二一五〇)か	永久五年(二一一七)	永久五年(二一一七)	長治二年(二一〇五)	永承六年(二〇五一)	延曆十九年(八〇〇)	——	天長九年(八三二)	齊衡三年(八五六)	貞觀二年(八六〇)、他	弘仁五年(八一四)	弘仁二年(八一二)から天長三年(八二六)	大同二年(八〇七)	延曆十九年(八〇〇)	延曆十二年(七九三)	延曆八年(七八九)
137	135 137	135	132 134	128 132	126 127	119 126	118 119	118	116 117	115 116	101 115	100 101	99 100	86 99	71 86	58 71	55 58	54 55	34 54	33 34

③2	③1	③0	②9	②8	②7
雑財物検定注文	東大寺使解(?)	雑財物出入帳(?)	雑財物目録案	雑財物目録	礼服礼冠目録
146	145	144 145	141 144	139 141	137 139

助数詞一覽

「出納文書」において、出納物に伴って用いられている助数詞を、出現順に順次拾い上げていき、後、助数詞毎にまとめ、これをその字音によつて五十音順に配列する。

助数詞は、そのすべてを対象とすべきだが、既に用法の知られている次のものは省略する(年月日、位階なども同様)。

- イ(長さ) 丈 尺寸
 - ロ(重さ) 斤 兩 分 銖
 - ハ(量) 升 合
 - ニ(金銭) 貫 貫文 文
- 右を除いた助数詞は左記のとおりである。
- (1) 腰^{エウ} 筋^{スシ} 卷^{マク} 壺^カ 枝^エ
 - (2) 蓋^{カイ} 具^グ 管^{カン} 口^ク 床^{シヤド}
 - (3) 合^ガ 果^カ 貫^{カン} 劑^{サイ} 種^{シユ}
 - (4) 行^{ギョウ} 顆^カ 丸^マ 雙^{ソウ} 辛^{シン} 櫃^ヒ
 - (5) 脚^{キヤク} 裏^{ウラ} 筒^{ツツ} 支^シ 村^{ムラ}

- | | | | | | |
|----------------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------|----------------------|
| (51) | (46) | (41) | (36) | (31) | (26) |
| 領 <small>リヤウ</small> | 面 <small>メン</small> | 頭 <small>トウ</small> | 廷 <small>テイ</small> | 躰 <small>タイ</small> | 鞞 <small>キョウ</small> |
| (52) | (47) | (42) | (37) | (32) | (27) |
| 了 <small>リョウ</small> | 文 <small>モン</small> | 幅 <small>フク</small> | 通 <small>トウ</small> | 端 <small>タン</small> | 隻 <small>シキ</small> |
| (53) | (48) | (43) | (38) | (33) | (28) |
| 連 <small>レン</small> | 旒 <small>リウ</small> | 副 <small>フ</small> | 條 <small>ジョウ</small> | 段 <small>ダン</small> | 前 <small>ゼン</small> |
| | (旒) | | | | |
| (49) | (44) | (39) | (34) | (29) | |
| 流 <small>リウ</small> | 柄 <small>ヘイ</small> | 帖 <small>テツ</small> | 帙 <small>シキ</small> | 足 <small>ソク</small> | |
| (50) | (45) | (40) | (35) | (30) | |
| 兩 <small>リョウ</small> | 枚 <small>マイ</small> | 疊 <small>ゾウ</small> | 張 <small>チヤウ</small> | 袋 <small>タイ</small> | |

用例一覽

凡例

- (イ) 多くは前稿に準ずる。
- (ロ) 前稿の凡例(ニ)に代り、資料番号の下に用例数を漢数字で示す。
- (ハ) 総数を掲げたあとに、その内容や明細の記述がある場合、また、その後における「欠」「見」の点検数量などの記述がある場合は、その総数だけを調査対象とし、次下は対象としない。但し、問題がある場合は対象に入れる。
- (ニ) 次の「袋、題千枚」のようにしてみえる類は対象としない。
无食子九百八枚 袋題一千七十三枚 ⑤
呵梨勒一千五枚 袋題千枚 ⑤
- (ホ) 意味の不明のものとして次の四例は保留とし、分類しない。
差懸廿五足 ②② (二二二頁)
奉加銅内小六瓦 ②③ (二三四頁)
黄帳 四副 ②⑧ (二四〇頁)
大歌拾緑袍拾領 六綾 廿四カ ②⑧ (二四〇頁)
□ □ 副聯 ②⑨ (二四二頁)

古文書における助数詞 (二) (三保)

(ハ) 助数詞の部分が記入されていない場合、また、破損・虫損のためにそれが不明の場合は対象のかぎりではないが、当該部の右傍に () で推定してある場合は対象に入れることがある。たとえば、「(紫錦褶カ)□□□一署^{②⑦}」、「(帛帳一條カ)□□□□^{②⑦}」などは、それぞれ、
〔腰〕 □□□□^{②⑦} 一
〔腰〕 □□□□^{②⑦} 一
〔條〕 帛帳^{②⑦} 一 (存疑)

のように採る。

(1) 腰カウ

例、袴一署^⑦、斑犀偃鼠皮御帯一署^⑪、大刀一腰^{②②}、
対象 「袴・褶・帯など」 袴^⑦二^⑪一、褶^⑦一^⑪一、絮錦褶^⑦二^⑪一、(紫錦褶カ)□□□□^{②⑦}一、斑犀偃鼠皮御帯^⑪一、丸柄犀角帯^{②②}一、「刀劍」
蒔絵野劍^{②②}一、大刀^{②②}一、

*右の内、^{②②}においては「腰」の字体が用いられ、それ以外においては「署」の字体が用いられている。

(2) 蓋カイカウ

例、牒笠^{②⑨}、

対象 牒笠^{②⑨}一、

(3) 合カウ

例、漆涅槃(襦脱カ)貳合^①、銀平脱梳箱一合^⑤、銀董(薰)爐一合^⑦、
対象 韓櫃^①一^⑦一、辛櫃^{②③}三十^{②⑤}一^{②⑧}一^{②⑨}二、唐櫃^{②⑤}二、
大辛櫃^{②⑧}二、小韓櫃^{①①}一、小辛櫃^{①①}二、^{②③}一^{②⑨}一、(染櫃^{①⑤}一、(墨畫)櫃^{②⑨}一、銀平脱梳箱^⑤一^⑦二^⑪一^⑫一^⑮一、斑蘭

古文書における助数詞(二)(三保)

箱^⑮一、銀平脱合子^⑦二^⑩一^⑮一、銀平文革莒^⑩一、塗皮莒^⑳一、木地莒^⑳一、塗莒^⑳一、雜々莒^⑳一、様々莒^⑳一、雜々白莒^⑳一、覽莒^⑳一、「覽莒七十枚」^合⑳一(表記底本のまま)、「覽莒一枚^{合カ}」^⑳二(同上)、楊莒^㉑一、厨子^⑮一^⑳一、厨^{子カ}□^⑮一、銀董^意爐^⑤一^⑦一^⑩一^⑪一、銀薰爐^⑮一、椽^⑳一、

*「櫃」字は底本に「櫃」の字体でみえている。

(4) 行^{キヤウ}

(例)、(書法)一卷五十四行^④、

対象 (書法一卷の文字行数) ④(類例以下に七例あり)、

(5) 脚^{キヤウ}

(例)、文机二脚^⑳、大磬一脚^㉑、

対象 文机^⑳一^㉑一、大磬^㉑一、

(6) 筋^{キン}

(例)、皮带十筋^⑳、

対象 帶^⑳一、皮带^⑳一、

(7) 具^グ

(例)、木畫紫檀碁局一具^⑤、十鞘一具^{納小力六鈍一木鑄一碁局一}⑪、雙六頭一百十七具一隻^⑦、犀角一具^{重大四斤十四兩二角連袋一角長六寸}⑩、

対象 碁局^⑤一^⑦二^⑪二^⑫二、碁局^⑮一、雙六局^⑤一^⑦二^⑪一^⑫二^⑮一、雙六頭(一百十七具一隻)^⑦二^⑪一^⑮二、犀角^⑦二^⑪一、

吳竹筴^⑦一、箭^⑤一、念珠^⑦二、「十鞘一具」^⑪一(表記底本のまま)、「革三鞘一具」^⑪二(表記底本のまま)、小鏢櫃^⑳一、火舎^㉑一、礼冠^㉑一、□^礼冠^㉑一、□□^{礼冠}一、凡冠^㉑一、宝幢^㉑一、

古染吉靴皮^㉑一、□□□袍^㉑一、龍頭并牟^㉑一、灌頂^㉑一、百子

⑳

(8) 果^カ

(例)、呵喇勒卅六果^⑪、

対象 呵喇勒^⑪一、

(9) 顆^カ

(例)、盛呵梨勒州六顆雜玉卅丸^⑦、

対象 呵梨勒^①二^⑦二、

(10) 褰^カ

(例)、(返納)六褰^①一(麝香と切犀角を入れる)、

*底本には「褰」とあるが、今「褰」と翻字する(前者は觀智院本類聚名義抄法中二七に「或」字が付されている)。

(11) 卷^カ

(例)、王羲之書法返納文書卷^④、百索縷^⑦、

対象 書法^④二、真跡書^⑤一、真草書^⑩一、記書^⑤一^⑦二、御書

⑦二^⑪一、獻書^⑪一、雜集^⑮一、孝經^⑮一、「頭□□^論碑文并衆

毅論杜家立成一卷」^⑮一(表記底本のまま)、衆毅□^論⑮一、瓊財

帳^⑤一、雜財物帳^⑮一、公文^⑨三、俗官交度帳^⑨一、「縷」百索縷

⑦一、百索縷^⑦一、白^百索縷^⑪一、

(12) 管^カ

(例)、元青一管^{重五兩并管}⑤、樺纏尺八一管^⑮、

対象 射香^①(首の補入文書)一、元青^⑤一^⑦二^⑪一^⑫一^⑮一、

尺八^①一^⑮四、横笛^㉑一、

(13) 貫^カ

(例)、誦數四貫^①、

対象 誦数①一①一、

*直銭に用いる「貫」「貫文」は省く。

(14) 丸マ

例、檳榔子漆拾肆丸①、碁子六百丸⑩、

対象 檳榔子①一、(檳榔子をいう)⑦一、無食子⑩一、雜玉⑦一

①一、雜小玉⑦一、碁子⑩一①一、

(15) 箇コ

例、御礼服冠三箇⑦、白石鎮子十六箇⑦、犀角三箇⑦、

対象 「冠の類」御礼服冠⑦一、御凡冠⑦一、凡冠⑦一①一、礼

服御冠⑦二①一、礼冠⑦一①一、(その他)犀角⑤一⑦一①一①二、

白石鎮子⑦二、□□□□(白石鎮子)⑩①一、貝玦⑦二、貝缺①一、

尺八⑦一、

*この他に「……并四箇目」(⑨二)の用例がある。

(16) 壺コ

例、(芒硝の)一壺卅八斤⑤、

対象 (芒硝卅八斤入った壺)⑤一、

(17) 口コ

例、犀角杯二口①、御大刀九十六口⑤(以下九十六口各々につい

ての説明あり)、錦袋一口⑦、呉竹筥一口⑦、銀董(意)爐一口⑦、

対象 「器物」犀角器①一①二①五、犀角杯①(首の補入文書)

一①一、犀角杯⑦二①一、銅鉢①一⑤一⑦二、(大仏御鉢)①七二、

銀鉢①七一、青子鉢②〇一、青子大鉢②〇一、鉢②〇一、小(小鉢カ)②〇一、木

鉢②〇二②一②九一、(盤十二枚之内)蓋②〇一、(大火舎之)小蓋②三二、

手洗②九一、(胡毘・壺類)(漆)胡毘⑤一⑦一①五二、胡毘①一①二①三、

古文書における助数詞 (二) (三保)

胡毘子⑦一①二一、小壺②〇一、青子瓶②〇一、(爐・火舎)銀董(意)爐⑦

一、董(意)爐①二、火舎②〇二、(白銅)香爐③一、(袋)錦袋⑦一、

帛袋⑦一②七一、袋⑦二①一①三、布并袋①一、御袋⑦二①一①五二、(苜・

箱)苜苜⑦一、丸箱②〇一、窩②〇一、(厨子)厨子⑦一、(楽器類)

□(具カ)竹□(筥カ)⑤一(存疑)、呉竹筥⑦二①一①五二、□□□□(具竹竿カ)⑤

一(存疑)、呉竹竿⑦二①一①五二①六二、□□(横笛カ)⑤一(存疑)、横笛⑦二

①一①五二一、尺八⑤一⑦三①一①五二一、甘竹簫⑦二①一①五二一、銃鐸②〇

一、宝鐸②〇一②二一、(弄人)鈴②九一、(刀・刀子・杖刀)御大刀⑤

一、(御大刀をいう)⑤三、大刀子⑤一⑦二①五二一、唐刀子⑦二①五二一、

刀子⑦四、御刀子⑦五①一①五七、小刀⑦二①五二一、杖刀⑦二①一①五

二、(その他)箆②二、大仏殿木不②三、嗔面②九一、帖子②九二、

(18) 劑ザイ

例、麝香卅劑重卅四兩一分⑤、麝香式兩式分小陸劑①二、

対象 雄黄①(首の補入文書)一、牛黄①(首の補入文書)一、

麝香①二⑤一⑦二①〇一①一①二①三、

(19) 雙サウ

例、玫瑰箸二雙⑤、

対象 箸⑤一⑦二①一①二①一①五二一、

*右につき、「○○箸二雙」が五例、「○○箸兩雙」が一例(①五)

となつている。

(20) 支シ

例、大錫杖二支②〇、

対象 象牙②〇一、大錫杖②〇一、

(21) 杖シ

古文書における助数詞(二)(三保)

例、白犀角一枝長三尺一寸五分重太斤十四二分①、龍頭肆拾枝⑬、柱漆枝⑳、

対象 白犀角①一、龍頭⑬一、行香具⑳一、柱⑳二、手巾杵㉑一、

白木杵㉒一、継貝㉓一、甘草⑳一、

(22) 床トコ

例、青両面褥一床⑦、

対象 褥⑦二、

(23) 種シユ

例、葉漆種①、(大刀・弓・箭・甲の四点をまとめて)已上四種⑤、

対象 (香葉等、また、楽器・器物・武具等をまとめる用法)①

一⑤一⑦一⑩一⑪一⑲一、

(24) 辛櫃シシヤク

例、古宝幢具一辛櫃⑲、

対象 古宝幢具⑲一、

(25) 村ムラ

例、全浅香一村重大卅三斤五両⑤、

対象 浅香⑤一⑦一⑪一⑮一、

(26) 鞆タヌキ

例、水牛一鞆⑪、紫檀一鞆⑪、

対象 (水牛・犀角・紫檀・牙で作製された鞆)⑪⑭、

*⑪だけにみえる。また、⑪には、「十鞆一具」「小水牛三鞆一具」

「革三鞆一具」ともみえる。

(27) 隻ヒキ

例、雙六頭一百十七具一隻⑦、犀角一具二隻連底重大四斤十四兩一分⑦、鐵鏢子二

隻⑦、琴式隻⑩、瑠璃管式隻⑩、

対象 雙六頭⑦二⑮一、(雙六頭一百十五具の内)「欠二具一隻」

⑪一(表記底本のまま)、犀角⑦二(二例とも)「二隻連底」云々と

みえる)、鐵鏢子⑦一、鐵鏢□(字カ)⑲一(存疑)(上記二例とも)「二隻」

とみえる)、箸⑩二(二例とも)「式隻」とみえる)、琴⑩二、

(28) 前マエ

例、漆塗金釘榻□前⑳、漆塗中取肆前㉑、

対象 榻⑳一、中取㉑一、

(29) 足タラシ

例、綿襪二足⑳、沓拾捌足五両五匁 八両錦鞆 五両漆塗⑲(一四三頁五行目、「沓」

字以下は墨線で括られている。記述の重複したためらしい)、

対象 襪⑳一、沓㉑二、

*二番目の例につき、本文部分には「足」とあり、割注部分には

「両」とある。また、この二行前には「沓拾捌両八錦線鞋 五島皮」⑲

(一四三頁五行目)とみえる。

(30) 袋フクロ

例、納一袋八十一斤⑤(桂心)、

対象 犀角⑤一、(桂心・芫花・人参・大黃・藜蘆・芒硝・裏衣香

の香葉を入れた袋)⑤十二⑦十一⑪一⑮一、

(31) 躰タテ

例、具銅金銅五寸仏三躰⑳、

対象 金銅五寸仏⑳一、

(32) 端ヘリ

例、紺布式拾參条十三端細⑲、紺布捌端自別倉下⑲、又紺細布陸端

二条縫帳一端切二条 各長二丈二尺⑲、

対象 紺布²⁹二、(紺布)²⁹一、紺細布²⁹一、

*²⁹だけにみえる。

(33) 段^ダ

例、六丈練絹一段²⁰、

対象 練絹²⁰一、

* 布帛の大きさの単位かもしれないが、念のために採っておく。

(34) 帙^ヂ

例、花叢経二帙²⁴、所納経論四百三十一帙²⁵、

対象 (経論)²⁴二²⁵一、

(35) 張^{チヤウ}

例、御弓一百帳⁵(以下一百帳各々についての説明あり)、御床二

張⁵、檜木倭琴二張¹¹、

対象 弓⁵二、(弓)⁵一、床⁵一¹⁵二、褥¹⁵一、倭琴¹¹二¹⁵

一、琴¹¹二¹⁵二、新羅琴¹¹二、箏¹¹一、瑟¹¹一、

(36) 廷^{チヤウ}

例、青斑鎮石十廷⁵、

対象 青斑鎮石⁵一⁷二¹⁵一、青斑石鎮子¹¹一、

(37) 通^{ツウ}

例、合三通⁷(曝涼目録をいうか)、

対象 (曝涼目録、また、資財帳をいうか)⁷一¹¹二、

(38) 條^{チョウ}

例、袷帽子二條^{合二幅}⁷、五絃琵琶絃五條¹⁵、

対象 (褶・帳・帯・覆・綱など)判^{刺カ}納樹皮色(袷染一領の

仕立)①二⑦一、織成樹皮色(袷染一領の仕立)①一、褐色紬①

— 古文書における助数詞 (二) (三保)

一、褶⁷一、袷帽子⁷二¹¹一、単幘子⁷二¹¹一、□(単)幘子²⁷一、

(緑施三副)帳⁷二、敷帛帳⁷三¹¹三、帛帳²⁷一(存疑)、帛□(帳)²⁷

一、□(帛)□(帳)²⁷一(存疑)、布帳⁷三¹¹三、□(布)□(帳)²⁷一(存疑)、(黄)

袷帳¹³一、(紺)袷帳²⁹一、布²⁷一、細布手巾²⁹一、紺布²⁹三、敷

布²⁹三、帯⁷二¹¹一、夾纈羅帶¹⁵一、帛羅帶²⁷二、布帶²⁹二、(斑

犀偃鼠皮)帯⁷二¹⁵一、(斑貝鞋襪)帯⁷二¹¹一¹⁵一、(赤紫黒紫

緞綬)帯⁷二¹⁵一、(牛角)帯²⁸一、(黒紫)組纒⁷二¹¹一、(緋

地)錦覆⁷二¹¹二、□(緋)錦覆²⁷一、帛袷覆⁷二²⁷一、(緑)純袷覆

⑮一、橡覆²⁸一、(緋)綱⁷二¹¹二²⁷二²⁸二²⁹一、(緋)純綱⁷二、

□(緋)純枚綱²⁷一、(白)線組緒⁷一、(五色)絞糸¹⁰二、(紫)羅歩

壚²⁹一、幄²⁹一、(楽器の絃)阮成絃¹⁵一、琴絃¹⁵一、箏絃¹⁵一、

琵琶絃¹⁵一、五絃琵琶絃¹⁵一、中絃¹⁵一、小絃¹⁵一、

* 楽器の絃に「條」を用いる用法は⑮だけにみえている。また、

底本において、②以前の文章では「條」の字体が、②以後の文章

では「条」の字体がそれぞれ用いられている。

(39) 帖^{チヤウ}

例、屏風一百帖⁵(以下一百帖各々についての説明あり)、

対象 屏風⁵二⑦二⑮一⑲三、(屏風)⑤一⑩一、書屏風⑤一、

衾²⁰一、床子小豊²⁰一、

(40) 置^{チヤウ}

例、黒地師子鹿□屏風□□(二疊高五尺)⑮、橡地象羊木屏風一疊^{高五尺}

⑮、

対象 屏風⑮二十一、屏風⑮二(存疑)「置」字破損、

* 右の二十三例は、「御屏風□□帖」(項目)の内訳として列挙さ

古文書における助数詞(一)(三保)

れた屏風に用いられている。

(41) 頭ぶ

(例) 狛犬壹頭⁽²⁸⁾、

対象 狛犬⁽²⁸⁾一、狛獅子⁽²⁹⁾一、

(42) 幅ぶ

(例) 袷帳子二條各二幅⁽⁷⁾、単帳子一條二幅⁽⁷⁾、

対象 袷帳子(一條の料)⁽⁷⁾一、単帳子(一條の料)⁽⁷⁾一、□^(単)

帳子(一條の料)⁽²⁷⁾一、

(43) 副ぶ

(例) 袷帳子二條各二副⁽⁷⁾、緑繩三副帳一條⁽⁷⁾、

対象 袷帳子(一條の料)⁽⁷⁾一、單帳子(一條の料)⁽⁷⁾一、

一、帳(一條の料の)緑繩⁽⁷⁾二、黄袷帳(一條の料)⁽¹³⁾一、

(44) 柄ぶ

(例) 唐小刀子二柄⁽¹⁾、

対象 唐小刀子⁽¹⁾一、雑小刀子⁽¹⁾一、細小刀⁽²⁾一、

(45) 枚ぶ

(例) 檳榔子七百廿五枚⁽⁵⁾(以下七百廿五枚各々についての説明あり)、

白練綾大枕一枚⁽⁷⁾、雑玉雙六子一百六十九枚⁽⁷⁾、人勝二枚⁽⁵⁾、

犀角器一枚⁽⁵⁾、廿四年板策一枚⁽⁹⁾、

対象 (香葉)犀角⁽¹⁾(首の補入文書)一⁽¹⁾一⁽⁷⁾三⁽¹⁰⁾一⁽¹¹⁾一、白

犀角⁽⁷⁾二⁽¹¹⁾一、玉杵⁽¹⁾(首の補入文書)一、呵梨勒⁽¹⁾一⁽⁵⁾一⁽⁷⁾一

一、阿梨勒⁽¹⁰⁾一、檳榔子⁽¹⁾一⁽⁵⁾二⁽⁷⁾二⁽¹¹⁾一、无食子⁽⁵⁾一⁽⁷⁾二⁽¹⁰⁾

一、无食子⁽¹⁾一⁽¹²⁾一⁽¹⁵⁾一、猬皮⁽⁵⁾一⁽⁷⁾二⁽¹¹⁾一⁽¹⁵⁾一、斑犀⁽⁷⁾二、斑

犀角⁽¹⁾一、□^(斑カ)犀角⁽¹⁰⁾一、白石鎮子⁽¹⁰⁾一、(調度品)大枕⁽⁵⁾一⁽⁷⁾

二⁽¹⁵⁾一、軾⁽⁵⁾二⁽⁷⁾四⁽¹¹⁾一⁽¹²⁾二、大軾⁽¹⁾一⁽¹²⁾一、花氈⁽⁵⁾一、床⁽⁷⁾二、

畳⁽⁷⁾二、短畳⁽²⁹⁾一、褥⁽⁷⁾一⁽²⁰⁾一⁽²²⁾一、茵⁽²⁰⁾一、高麗□幡⁽²⁹⁾一、覆

串箒^(簀)⁽²⁹⁾一、(器物)犀角器⁽⁵⁾一⁽⁷⁾二、花盤⁽¹⁷⁾一、盤⁽²⁰⁾二、丸蓋⁽²⁰⁾

一、合子⁽²⁰⁾一、大花苜⁽²⁰⁾一、入花苜⁽²⁰⁾一、花苜⁽²⁰⁾五、鑄火打⁽²¹⁾一、

(金物) 鉾木菱釘⁽²²⁾一、折肱⁽²³⁾三、大壇間⁽²²⁾一、間⁽²²⁾一、細銅⁽²²⁾

一、(以上⁽²²⁾に所見のものは高座・礼盤・花机等の金物)、(装飾品・

装身具) 人勝⁽⁵⁾一⁽⁷⁾二⁽¹⁵⁾一、笏⁽⁷⁾二⁽¹¹⁾三⁽¹⁵⁾三、尺⁽⁷⁾二⁽¹¹⁾一⁽¹⁵⁾三、

銅懸魚⁽²⁰⁾一⁽²²⁾一、銅甲火炎⁽²⁰⁾一、火打形⁽²⁰⁾一⁽²²⁾一、(面など)舞装

束并面⁽²⁰⁾一、(遊具)碁子⁽⁷⁾二、雙六子⁽⁷⁾二⁽¹¹⁾一、竿子⁽⁷⁾二⁽¹¹⁾一⁽¹⁵⁾

一、(書類)(公文一巻分の紙の)員⁽⁹⁾三、(その他)板策⁽⁹⁾一、板

杜^(帳カ)⁽⁹⁾一(「杜」は「札」の異体字「杜」であろう)、

(46) 面ぶ

(例) 御鏡廿面⁽⁵⁾、紫檀五絃琵琶一面⁽⁷⁾、

対象 (鏡)鏡⁽⁵⁾一⁽⁷⁾二⁽¹⁰⁾一⁽¹¹⁾一⁽¹²⁾三⁽¹⁵⁾一、八角鏡⁽⁷⁾十一⁽¹⁰⁾一⁽¹²⁾

八、円鏡⁽⁷⁾九⁽¹⁰⁾一⁽¹²⁾四、(楽器)琵琶⁽⁷⁾二⁽¹⁰⁾二⁽¹¹⁾二⁽¹⁵⁾二、五絃琵琶

⁽⁷⁾二⁽¹⁰⁾二⁽¹¹⁾一⁽¹⁵⁾一、阮咸⁽⁷⁾二⁽¹¹⁾一⁽¹⁵⁾一、箏⁽⁷⁾二⁽¹⁰⁾一⁽¹⁵⁾一、箏琴⁽¹⁰⁾

一、瑟⁽⁷⁾二⁽¹⁰⁾二⁽¹⁵⁾一、新羅琴⁽⁷⁾二⁽¹⁰⁾二⁽¹⁵⁾二、琴⁽⁷⁾二、倭琴⁽⁷⁾二、

(楽の面か)半面⁽²⁹⁾一(「半面吉面」とみえる)、

(47) 文ぶ

(例) 緋綱四条各長 十九文⁽²⁸⁾、

対象 (緋)綱⁽²⁸⁾一、

*「文」は直銭にも用いる。

(48) 梳ぶ

(例) 仏台幡漆梳⁽¹³⁾、

対象 仏台幡⑬一、二丈枚幡⑳一、□幟㉔一、五丈□□㉕一、

(49) 流リウ

例、持幡八流⑲、

対象 持幡⑲一、宝幢㉑一、

(50) 両リョウ

例、繡線鞋八面⑤、沓拾捌両⑳、

対象 鞋⑤三⑦三⑩二⑪三、沓㉑一、

*「足」との関わりが深い(参照、(29)足)。なお、①⑤⑦⑩⑪⑫⑬

⑭、および、⑭⑯⑰においては、ふつう、香葉類の重さ、器物個々

の重さに「斤」「両」「分」を用いる。

(51) 領リョウ

例、御袈裟九領①、甲九十九領⑤(以下九十九領各々について説

明あり)、

対象 袈裟①一⑦二、袷袍⑦四⑪二、□□(袷袍)⑰一(存疑)、甲頤袍

⑳一、袍㉔一、襖子⑦二⑪一、汗衫⑦二⑪一、単衣⑦二⑪一⑰一、

甲⑤一、小衣⑳二、衤襦㉔一、綿衣㉑一、□□(袷の衣装か)㉕一、

(52) 了リョウ

例、綱式□(了カ)㉔、

対象 綱㉔(存疑)、

(53) 連レン

例、(錢)四連(各五百文)㉑、

対象 (錢)㉑三、

*右三例、は、五百文、五百五十文、七十七文をそれぞれ一さし
につらねたものである。

古文書における助数詞(二)(三)保

(注1) 拙稿「古文書における助数詞(一)」、『島根大学教育学部

紀要』第二十三卷第一号(人文・社会科学編)、平成元年

七月。

本稿は、平成元年度、文部省科学研究費交附課題「中世文書に
おける常用漢字の研究」の成果の一部である。